

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則	(農業振興課)	一
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	五
○環境影響評価技術指針の一部を改正する告示	(環境対策課)	六
○農業委員会ネットワーク機構の指定	(農業振興課)	一四
○農用地利用配分計画の認可	(同)	一五
○宮城県展示林及び林産展示工場設置規程を廃止する告示	(林業振興課)	一五
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	一五
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	一五
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	一六
○海岸保全区域の変更	(水産業基盤整備課)	一六
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	(同)	一七
○道路の区域変更(六件)	(道 路 課)	一七
○道路の供用開始(二件)	(同)	一九
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	二〇
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	二〇
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	二〇
○都市計画事業の認可(二件)	(同)	二〇
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	二一

規 則

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十六号

宮城県農業大学校規則の一部を改正する規則

宮城県農業大学校規則(昭和五十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「退学」を「退校」に改め、同条第二項中「退学処分」を「退校処分」に改める。
別表を次のように改める。

研 修 課 程
新規就農者等基礎研修(ニューファーマーズカレッジ)
農業機械研修
聴講研修
その他知事が必要と認める研修

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

様式第1号 (第6条関係)

宮城県収入証紙貼付欄
2200円分の宮城県収入証紙を貼ってください。
消印はしないでください。

入校願書

年 月 日

宮城県農業大学校長 殿

住所
氏名

貴校の下記学部に入校したいので、関係書類を添えて出願します。

記

入校志望学部

第1志望 学部
第2志望 学部
(第2志望学部がある場合に記入すること。)

様式第2号 (第6条関係)

(表)

身上調査書

写真	ふりがな	保護者名	
	氏名	続柄	
	生年月日	年 月 日	日生 (歳)
	本籍地	(郵便番号)	電話 ()
	住所		

年 月	履歴 (学歴・職歴・賞罰など)
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

家族状況	続柄	氏名	年齢	同居・別居の別	職業又は在学校名

趣味		
運動		
特技		
免許・資格	取得年月	名 称
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

(裏)
入校希望理由・卒業後の進路希望調査書

農家・非農家の別 ○で囲んでください。	1 農 家	2 非 農 家
入校希望理由		
卒業後の進路希望		

様式第3号 (第6条関係)

健康診断書					
ふりがな	性別	生年月日	年 月 日生 (歳)		
氏名	男 女				
住所	〒 電話 () -				
身長	既往症	胸部X線写真			
体重	問接・直接・透視				
胸囲	所 見				
視力				右	矯正 ()
				左	矯正 ()
聴力	右	正常・異常 ()			
	左	正常・異常 ()			
その他の疾病及び異常					
判定					
上記のとおり診断する。 年 月 日					
所在地 名称 医師名					
㊞					

「現住所
業名
氏名」

ご記入を。

「住所
電話番号
職業
氏名」

様式第五号を次のように改める。

「印」

様式第五号 (第10条関係)

第

号

年 月 日

(農業専門課程)と称することを認める

あなたは本校の所定の課程を修めたので卒業したことを証し専門士

卒業証書

学 部
氏 名

年 月 日

日生

宮城県農業大学校長 氏 名

印



様式第六号中「宮城県農業大学校規則第12条」や「宮城県農業大学校規則第12条第1項」及び
 「2 欠席の期間」や
 「2 欠席の期間」

に改める。

※ 未成年者の場合にあつては、保証人は保護者として、
 医師の診断書又は理由書を添付すること。

様式第七号中「2 休学期間」や

「2 休学期間」

に改める。

※ 未成年者の場合にあつては、保証人は保護者として、
 医師の診断書又は理由書を添付すること。

様式第八号中「2 延長期間」や

「2 延長期間」

3 現在の休学期間

に改める。

※ 未成年者の場合にあつては、保証人は保護者として、
 医師の診断書又は理由書を添付すること。

様式第九号中「2 復学予定年月日」や

「2 復学予定年月日」

に改める。

※ 未成年者の場合にあつては、保証人は保護者として、

様式第十号中「退校の理由」や

「退校の理由」

に改める。

※ 未成年者の場合にあつては、保証人は保護者として、

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百三十三号

宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）第百二条の三第二項の規定により、次のと

<p>の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>
----------------------------	---	---	--	--------------------------------------	--	--	---	---	---

五 調査期間等
 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

放射線の量
(水の濁りの
発生に伴うも
の)

道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置

ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事
堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事

湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びびしゅんせつの工事

放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事
鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響

最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て

公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事

土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響

レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響

一 調査すべき情報
イ 放射線の量の状況
ロ 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む）
ハ 流れの状況
ニ 土質の状況

二 調査の基本的な手法
文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域
流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域

四 調査地点
流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

五 調査期間等
流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

一 予測の基本的な手法
事例の引用又は解析
二 予測地域
調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域

三 予測地点
流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等
放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期

<p>放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 現地処分する場合、その地形の状況 ハ 現地処分する場合、その土地利用の状況 ニ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 ホ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況 二 調査地域 事業実施区域並びに前号イ及びニ並びにホの情報を適切に把握するために必要な地域</p>									
<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 二 予測地域 事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域 三 予測対象時期等 工事期間</p>									

最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響	レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の運行	風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響
---------------------------------	-------------------------------	---	---	--	--------------------------------------	--

別表第二備考第一号中「稼働」を「稼働」に改め、同表備考に次のように加える。

十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者がこの告示の施行の日前に環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」

という。）第六条第一項の規定による第一種事業方法書、条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書、条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書又は条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書の送付を行っている対象事業に対する環境影響評価技術指針の規定の適用については、なお従前の例による。

○宮城県告示第二百三十五号

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十二条第一項の規定により、次のとおり農業委員会ネットワーク機構を指定した。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農業委員会ネットワーク機構の名称
- 一般社団法人宮城県農業会議

二 住所

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

三 事務所の所在地

仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

○宮城県告示第二百三十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
- 別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十八年三月十五日

○宮城県告示第二百三十七号

宮城県展示林及び林産展示工場設置規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県展示林及び林産展示工場設置規程を廃止する告示

宮城県展示林及び林産展示工場設置規程（昭和二十六年宮城県告示第百六十五号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○宮城県告示第二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

白石市福岡蔵本字箱森一三六の四、一三七の八、齋川字上鹿子山三の二（次の図に示す部分に限る。）、六、七の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字俣ノ台四の一（次の図に示す部分に限る。）、字大平一、二（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

立木の伐採の限度

立木の伐採の限度

立木の伐採の限度

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町字長老五九の一七、五九の一八、字柏木山六四の一、六四の一七一
保安林として指定された目的

2 保安林として指定された目的

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百四十一号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、平成二十七年宮城県告示第三百二十七号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
沿岸名	漁港名	
三陸南沿岸	女川漁港	次に掲げるイ点から点までを順次結んだ直線及びイ点とら点を結んだ直線により囲まれた区域 八度二六分四七・八八四五秒東経一四一度二七分〇二・三三二七秒 イ点 基点A点から二五三度〇七分一七二・四メートルの地点 ロ点 基点A点から一八五度三〇分一六・一メートルの地点 ハ点 基点A点から一六五度三〇分一六・一メートルの地点
女川地区海岸	女川浜	

石巻市北上町十三浜字猪の沢四七番六地先から
同市北上町十三浜字浪田九九番五地先まで

後	前	後	前	後	前
D	C	B	A	C	
九・一 六四・七	六・一 一四・八	一一・〇 五四・〇	二〇・三 一一四・八	六・一 一四・八	一一六・〇
一、九〇七・〇	一一六・〇	二九四・〇	四一五・〇	一一六・〇	

示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 道路名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間
牡鹿郡女川町浦宿浜字門前二九番八地先から
同郡同町女川浜字女川六番五地先まで

後	前	後	前	後	前
C	B	A	D	C	B
一六・五 三四・九	一一・九 一七・〇	七・〇 四三・六	一〇・五 三五・八	一六・五 三四・九	一一・九 一七・〇
九二二・八	五一七・一	一、四八一・三	五二五・一	九二二・八	五一七・一

敷地の幅員（メートル）
敷地の延長（メートル）
備考
上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

E	D
一四・〇 三六・五	一〇・五 三五・八
一、四七五・五	五二五・一

○宮城県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 岩沼海浜緑地線
- 三 道路の区域

変更の区間
岩沼市下野郷字浜二四八番地先から
同市下野郷字浜二四九番地先まで

後	前	後	前
一〇・〇 二五・七	一〇・〇	一七〇・〇	一七〇・〇

敷地の幅員（メートル）
敷地の延長（メートル）

○宮城県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 奥松島松島公園線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東松島市新東名三丁目一八番地五地先から 同市大塚字北林下九九番四地先まで		前	一〇・〇 三一・六	二八四・八
後			一一・一 三二・六	二八四・八

○宮城県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 相馬亘理線
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	前A	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	後A	六・〇 二八・〇	一一、一六〇・九	
巨理郡山元町坂元字浜谷地一番九地先から 同郡同町吉田字南上一七七番一地先まで	後B	一一・五 六四・五	八、八八九・四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間	前A	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	後A	八・四 三五・八	一、四九〇・〇	
石巻市谷川浜大谷川道山二一番一地先から 同市谷川浜川原二一番一地先まで	後B	一三・〇 五八・二	一、五四〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼海浜緑地線	岩沼市下野郷字浜二四八番地先から 同市下野郷字浜二四九番地先まで	平成二十八年三月十五日

○宮城県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県 道	奥松島松島公園線	東松島市新東名三丁目一八番地五地先から同市大塚字北林下九九番四地先まで	平成二十八年三月十五日
-----	----------	-------------------------------------	-------------

○宮城県告示第二百五十一号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十八年三月十五日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
脇沢の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字脇沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
古浦の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字早坂（次の図のとおり）		
早坂の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字早坂（次の図のとおり）		
早坂の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字早坂（次の図のとおり）		
早坂の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町手樽字早坂（次の図のとおり）		

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百五十二号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。
平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
-------	---------------------	--------	------

早坂沢	土石流	宮城県松島町手樽字早坂（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
-----	-----	----------------------	-------------------------

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。
○宮城県告示第二百五十三号
大衡村から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
 - 2 名称 大衡村流域関連特定環境保全公共下水道
- 二 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百五十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
 - 気仙沼市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 - 1 種類 気仙沼都市計画公園事業
 - 2 名称 四・三・二号 南気仙沼防災公園
- 三 事業施行期間
 - 平成二十八年三月十五日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

公 告

- 1 収用の部分
宮城県気仙沼市内の脇三丁目、赤岩宮口下地内
- 2 使用の部分
なし

○宮城県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
気仙沼市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

気仙沼都市計画公園事業

- 2 名称

四・三・三号 松崎尾崎防災公園

- 三 事業施行期間

平成二十八年三月十五日から平成三十二年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 収用の部分

宮城県気仙沼市松崎尾崎地内

- 2 使用の部分

なし

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

角田市梶賀字一里壇十八番、十九番、二十番一、二十一番一、二十二番一、二十三番一、二十四番

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

一、二十五番、二十六番一
東京都荒川区西日暮里二丁目二十七番五号
株式会社ダイナム

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十八年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

黒川郡大和町吉岡字上柴崎六十二番一、六十二番三、六十二番四、六十二番五、六十三番一、六十三番二、六十四番一の一部、六十四番二の一部、七十八番一、七十八番二、七十九番一、七十九番二、七十九番三、八十番の一部、八十一番の一部、八十二番、八十三番の一部、八十四番の一部、八十五番の一部、六十二番五地先の道の一部、六十二番五地先の水の一部、七十八番一地先の水の一部

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大和町吉岡南二丁目八番地の三
伊藤 忠男
仙台市泉区市名坂字本町十三番地
郷湖 健一
仙台市青葉区みやぎ台四丁目四番一号
山口 秀子